

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

令和6年度長崎県農林技術開発センター先行移転に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

(2) 仕様

別添「令和6年度長崎県農林技術開発センター先行移転に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

令和7年3月14日限り

(4) 履行場所

諫早市貝津町3118

2 入札日程等

告示日・公告日		11月22日（金）
資格審査	申請期間	11月22日（金）～12月4日（水）午後5時
	結果通知期限	12月6日（金）
質 問	提出期間	11月22日（金）～11月29日（金）午後5時
	回答期限	12月3日（火）
入札保証金免除申請書の提出期限		12月11日（水）午後5時
入札保証金納付申出書の提出期限		12月11日（水）午後5時
入札保証金の納付期限		12月19日（木）午後3時
入札保証金納付届出書		12月19日（木）午後5時
入札保証保険証書の提出期限		12月19日（木）午後5時
入札日時		12月20日（金）午前10時00分

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに質問書（様式第9号）にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）〒854-0063 諫早市貝津町3118

長崎県農林技術開発センター管理部門総務課

（FAX） 0957-26-9197

（提出期限）令和6年11月29日（金）午後5時

※回答については、令和6年12月3日（火）までにFAXにて回答します。

4 入札書の記載方法

(1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

また、産業廃棄物税相当額は委託料に含んで計上しているので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、産業廃棄物の課税の特例を受けている施設を有しているか否かを問わず、産業廃棄物税相当額を含む見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（様式第10号）に記載すること。

なお、同条例の課税の特例の認定を受けている施設を有する者が落札した場合、落札金額の110分の100に相当する金額から産業廃棄物税相当額を減額するものとする。

また、中間施設において焼却処理を行う場合は、当該処理にかかる産業廃棄物税については、別途支払うため、今回の入札には含みません。

- (3) 入札金額（首標数字）は訂正することができない。
- (4) 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が代理人である場合は、委任状（様式第11号）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、業務名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・入札書は誤算、違算、記載間違いがないよう十分注意すること。
- ・入札書の宛名は「長崎県農林技術開発センター所長 長門 潤」とすること。
- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

5 入札保証金

- (1) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）の100分の5以上の金額を令和6年12月19日（木）午後3時までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

○保険会社との間に長崎県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を令和6年12月19日（木）午後5時までに提出したとき。

○入札日の前日から前々年度までの間において、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績が2件以上あり、その内容を証明するもの（契約書写し）を令和6年12月11日（水）午後5時までに提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

- (2) 納付の方法

○入札保証金納付申出書（様式第12号）を令和6年12月11日（水）午後5時までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

○申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

○納付を確認するため、入札保証金納付届出書（様式第13号）に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和6年12月19日（木）午後5時までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

- (3) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目とすること。
- ・入札保証金の免除手続き書類は、令和6年12月11日（水）午後5時までに入札保証金免除申請書（様式第14号）に5（1）の必要書類を添付し、提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

6 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

- (2) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

○保険会社との間に長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

○入札日の前日から前々年度までの間において、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律

第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項 に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの (契約書及び業務完了確認書等、業務完了が確認できる書類) を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は契約金額に応じて次の区分で提出すること。

ア 3,000 万円以上

イ 3,000 万円未満 1,000 万円以上

ウ 1,000 万円未満

(3) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

7 契約書の作成等

(1) 落札決定の通知をした日から 5 日以内 (初日含み県の休日を含まない) に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

(2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

8 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒854-0063 諫早市貝津町3118

〔名 称〕 長崎県農林技術開発センター管理部門総務課

〔電 話〕 0957-26-3330

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和 6 年 1 2 月 4 日 (水) 午後 5 時までの間 (県の休日を除く)

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕 〒854-0063 諫早市貝津町3118

〔名 称〕 長崎県農林技術開発センター管理部門総務課

〔電 話〕 0957-26-3330